

山口県報

平成29年
12月22日
(金曜日)

目 次

○規則

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (人事課)……………一

○人委規則

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則……………二
初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………二



一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十九号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年山口県条例第三十六号)附則第一項第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年十二月二十五日とする。



扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十七号

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当に関する規則(昭和二十七年山口県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条を削り、第三条を第五条とし、第二条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

(行政職給料表の職務の等級九級に相当する職員)

第二条 職員給与条例第九条第一項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の等級が四級であるものとする。

(行政職給料表の職務の等級八級に相当する職員)

第三条 職員給与条例第九条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が九級であるもの
 - 二 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が五級であるもの
- 附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。
- 附則第二項に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則に次の一項を加える。

3 (行政職給料表の職務の等級八級以上に相当する職員)

一 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年山口県条例第三十六号)附則第六項の規定により読み替えられた職員給与条例第九条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が九級であるもの
- 二 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が五級であるもの
- 三 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の等級が四級であるもの

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十八号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年山口県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	項 職 員					2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	30,000
1 年 以 上 2 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	27,000
2 年 以 上 3 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	24,000
3 年 以 上 4 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	21,000
4 年 以 上 5 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	18,000
5 年 以 上 6 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	15,000
6 年 以 上 7 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	12,000
7 年 以 上 8 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	9,000
8 年 以 上 9 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	6,000
9 年 以 上 10 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	3,000
10 年 以 上 11 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	
11 年 以 上 12 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	
12 年 以 上 13 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	
13 年 以 上 14 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	
14 年 以 上 15 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	
15 年 以 上 16 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	
16 年 以 上 17 年 未 満	409,900	364,400	305,000	248,300	182,900	
17 年 以 上 18 年 未 満	405,500	360,400	301,700	245,700	181,300	
18 年 以 上 19 年 未 満	401,100	356,400	298,400	243,100	179,700	
19 年 以 上 20 年 未 満	396,700	352,400	295,100	240,500	178,100	
20 年 以 上 21 年 未 満	392,300	348,400	291,800	237,900	176,500	
21 年 以 上 22 年 未 満	372,900	331,500	278,000	225,900	167,300	
22 年 以 上 23 年 未 満	353,100	314,300	264,000	214,000	157,500	
23 年 以 上 24 年 未 満	333,800	297,600	250,500	202,000	148,400	
24 年 以 上 25 年 未 満	314,400	280,700	236,600	190,200	138,700	
25 年 以 上 26 年 未 満	294,900	263,800	222,900	178,400	129,500	
26 年 以 上 27 年 未 満	272,200	243,000	205,300	164,000	118,500	
27 年 以 上 28 年 未 満	250,000	222,600	188,200	149,700	108,100	
28 年 以 上 29 年 未 満	227,600	202,200	170,900	135,400	97,800	
29 年 以 上 30 年 未 満	204,800	181,400	153,300	121,100	86,800	
30 年 以 上 31 年 未 満	180,000	159,500	135,300	106,100	76,200	
31 年 以 上 32 年 未 満	155,100	137,600	117,000	91,300	65,100	
32 年 以 上 33 年 未 満	130,500	115,900	99,100	76,100	54,700	
33 年 以 上 34 年 未 満	92,400	84,000	73,100	57,000	40,500	
34 年 以 上 35 年 未 満	57,100	54,200	48,800	38,600	27,300	

附 則
この規則は、平成二十九年十二月二十五日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、同年四月一日から適用する。

平成二十九年十二月二十二日発行

発行人

山口県知事